

公益通報者保護法の新しい可能性についての一考察

～ 消費者庁発足に伴い新しい扉は開かれるのか～

A Study of Whistleblower Protection Act' immanent new possibility

宮 島 薫

MIYAJIMA, Kaoru

政治と法律との関係は、とくにおざりにされがちであることは否めないが、こと、消費者保護関連法規についてはそう簡単に片付けられるものばかりではない。わが国の法律行政の中では、過去には細川連立政権のおとしだねとしての「製造物責任法」が存在し、今また、政権交代が実現したまさにそのときに、新しい発想の行政機関としての「消費者庁」が政権交代後の荒波に揉まれながらも船出の時を迎えている。所管する法律の単独・共管の区別はともかく、法律と政治との狭間にあつて、その存在感を示し、何よりも誕生の意義をそして存在感を示すには、一にも二にも自らの分をわきまえた現実的な実務の処理・実効的な消費者保護政策の実現に尽きるものと思われる。本稿では、過去における筆者の研究業績とあわせ、製造物責任法、公益通報者保護法などの消費者保護関連法規に新しい局面が訪れる可能性のありやなしやも含めて検討を加えるものである。

目 次

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 一 はじめに | 四 公益通報者保護法の現状と課題・展望 |
| 二 消費者庁発足に関連する最近の動き | 五 注目すべき諸外国の法律・制度 |
| 三 製造物責任法の現状と課題・展望 | 六 今後の展望 ～実現可能性はあるのか～ |

一 はじめに

数年前までは、誰もが予想だにしなかった政権交代が実現し、今後様々な分野でこれまでの常識からは考えられなかったような新しい変化の波⁽¹⁾が我々の日常生活にこれまでとは異なった光と影をもたらすことになるのかもしれない。これは、法律の世界とて例外ではないのである⁽²⁾。実際には、前政権の元で

スタートしていたものが新しい政権の元で日の目を見る⁽³⁾、という形をとることも多々あるだろうが、新政権が、前政権との違いを際立たせるためもあって、いわゆるパフォーマンス的にアグレッシブな行動⁽⁴⁾をとることも十分予想され、これが幸いして本来なら期待外れに終わっていたか尻すぼみな印象しか与えかねないようなものにも逆転のチャンスがもたらされるのかもしれないのである。

キーワード：公益通報者保護法、製造物責任法、消費者庁、製品安全
Key words: Productsliability, Whistleblowing, Product safety

今回、勤務校のご厚意で新たな視点から論稿を執筆する機会を与えられたことにより、筆者のこれまでの製造物責任⁽⁵⁾、製品安全⁽⁶⁾、公益通報者保護⁽⁷⁾という一連の消費者保護関連法規についての別稿が日の目を見ることとなった。今更言を俟つまで無いが、製造物責任法は、本来消費者保護のエースたる役割を担うはずであったがいつのまにか消費者契約法に主役の座を奪われ⁽⁸⁾、製品安全は理科系の特に機械・工業系の分野に埋没し、公益通報者保護法に至っては、その存在すら認知されていないのではなかろうか、これが現実の姿なのである。

本稿執筆の動機には消費者庁の発足があることは明白ではあるが、ここに、政治的な判断が良い意味で後押しすることにより、これまでとは異なった可能性にアプローチできるのではないかと考えたのである。尚、勤務校が法学部を持たぬ大学であることもあり、研究論文の体裁はとりつつも、少なからず自由度の高い・いわゆる所感集的な意味合いを持たせることも今回の論稿の読者として予想される方たちへのささやかな配慮としてご寛容をお願いする次第である。もとより、法学部にあらざれば、などとは微塵も考え及ばぬところではあるし、同様に、契約法にあらざれば、とも思い上がってはいないことは、言わずもなである。

そもそも法律それ自体の役割は、明治当初の・いかにして民衆を効果的に治めるか、という為政者の側の方便としての道具から、特に昨今の・消費者保護関連法規とされる法律群のように、いかにして自分たちの声なき声を形あるものにするか、というこの点でのいわゆる「法律」自体論にも考えを及ぼさざるを得ないのではなかろうか。裁判員制度がも

たらしたインパクトを云々するまでもなく、発想の転換が求められているのはむしろ法律家と呼ばれる・我々研究者あるいは実務家の方ではなかろうか、という思いが頭をもたげてくることを禁じえないのである。

本稿では、以下、様々な観点から現状考えられる制度や法律の存在意義や今後の展開に期待する点などを筆者独自の視点で簡潔にまとめてみようと思うものではある。もとより非力な才能であるがゆえに言葉足らずな面も多々あらうとは思われるが、市井の片隅にあって、日々の暮らしの中で言葉にならない矛盾を感じることの多い現在のわが国で、この分野の発展のために議論の口火を切ることくらいは出来るのではなかろうかと思ひ、またそうなることが法律を自分たちの物にする、という観点からも意味のあることと思ひ考察を進めることとする。

二 消費者庁発足に関連する最近の動き

名称はともかく、消費者保護関連の実務を公的に掌握し、被害者たる消費者の権利の実現あるいは保護を一元的に行う機関の必要性については、筆者ならずとも⁽⁹⁾十分に認識しているはずであるが、一方で、霞ヶ関のいわゆる官庁と呼ばれる組織に横並びで入っていないところは、現実問題としての力関係に弱く、この点既存の国民生活センターには⁽¹⁰⁾、その弱さが懸念されていたことは否めない。政治的にも中立の立場を貫こうとすれば、やむをえない面もあらうかとは思われるが、わが国のこれまでの消費者行政が企業の育成の影に隠れ、ニッポン株式会社繁栄のためになおざりにされてきたことは残念ではあるが、事実として受け止めなければならないことであらう。そうした意味で、今回正面から消費

者行政についての専門の官庁が新たに誕生したことは、その内容はともかく評価すべき点多いのではないだろうか。それはまさに、入れ物が無いことには、改革も、改善も、進歩すらありえないと思われるからである。

公表されているところによれば⁽¹¹⁾、実際には、200余名の人員はそのほとんどが他の官庁からの寄せ集めで成り立ち、下手をすれば今回新たに所管することになった消費者保護関連法規に関するノウハウなどに関して、古巣への復帰を目論んで出身官庁のスパイになりかねないとも限らず、消費者の権利の実現を主たる業務内容に掲げるのならなぜ、現場で被害者の声を実際に受け止めてきた実務家やアドバイザーの中から職員を採用しなかったのか、とか、脱官僚支配を目指す当時の風潮からすれば、他の官庁とのバランスやすわり具合を考慮したとしか理解できないような、次官経験者を初代長官に据えたのはなぜか、とか疑問の余地は有り余るほどである。要するに、消費者庁が管轄する法律というのは、これまでの既存の役所が自らの許認可を含む権限の持ち物として存在していたものであり、それを、単独か共管かは別として、他の政治家の思いつきや票集めのための人気取りの道具として発足させられてしまったような官庁に奪われてしまったのであるから、法律を取りあげられた方は心中穏やかではないことは想像に難くないのではなかろうか。しかもまさにこの開設のタイミングで政権交代がやってきてしまったのである。これでは職員の士気が上がるのであろうかと危惧する念も禁じえない。最新の報道によれば⁽¹²⁾、問題の元次官の初代長官については、民主党政権は、自主的な辞任を求める考えを示したり、年間8億円の賃料負担が高すぎるとして、担当大

臣は翌年度以降の契約の更新をしない考えを示したり、つまり、年度末には引越し作業がこの消費者庁の職員たちを待ち構えているのである。

ところで、今回の消費者庁の開設に関して、消費者庁関連3法としては⁽¹³⁾、① 消費者庁及び消費者委員会設置法、② 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、③ 消費者安全法 であるが、後述する公益通報者保護法の時のように、あらかじめ、関係する法律を限定し、それ以外の法律については無関係を装おうとしているかのごとき体裁のとり方が、最近の主流なのかもしれない。予想がつきにくいことにはなるべく近寄らないようにしよう、とでも言いたげな感がある⁽¹⁴⁾。但し、問題は、あるいは忘れてはならないこととしては、果たして消費者問題といわれることは、そのすべてが予想されるようなことであつたのであろうか、という視点が抜け落ちているのではないかと懸念されることである。なぜなら、事故が事前に予想されるなら、そのような危険性のある製品・商品をなぜ市場に出すのだろうかと思えてならないからである。これほど単純明快な発想が、無いのではなかろうか。製造物責任法がまことしやかに取り上げられ、あるいはもてはやされていた頃のことをご存知の方は、極端な事例として、今では笑い話にもならないが、電子レンジで飼い猫を暖めようとした事件のことをご記憶ではないだろうか。今まさに、消費者教育⁽¹⁵⁾なるものが叫ばれていることと関連性のありやなしは定かではないが。

今後の展開としては、このような役所が出来る、いわゆる・生産者側の業界団体などは、当然予想されることとはいえ、全体とし

ては、消費者庁の設置については慎重な意見や懸念を示すものも多いが⁽¹⁶⁾、一般論として、重大な消費者被害事故を引き起こすような製品・商品をそもそも作らねばよだけのことであり、これなど、かつてのPLクライシスと呼ばれた製造物責任法制定当時における濫訴への懸念とほとんど同じことの繰り返しではないかとさえ思われてならない。現実がどうであったのかは、現在の製造物責任法がもはや実務家などが実際の訴訟で一部根拠条文として活用する程度であり、ことさらその存在がクローズアップされることも無く、まるで静かに眠っているかのごとき様相を見るに付け、熱しやすくさめやすい・いわゆる日本人の気質というものに根本的な原因を見出してしまうことすらあるのである⁽¹⁷⁾。

三 製造物責任法の現状と課題・展望

(1) 概況

鳴り物入りで施行期目を迎えた製造物責任法⁽¹⁸⁾も既に14年の年月を経過して、今では逆に条文の少なさや民法との連携のなせるわざか全くといっていい程その存在感は希薄なものとなり、逆に後述の公益通報者保護法との連携がとれぬままひっそりと六法の片隅に眠るのみである、といっても一般の方々には違和感が無いのではなからうか。

元来、欠陥製造物として例示されるものの中には、自動車のブレーキや食品、医薬品など我々の日常生活とは切っても切れないものがそのほとんどを占め、それらの多岐にわたるカテゴリーについて包括的に規制しようとするところにこの法律のまさに内在的な『欠陥』があったのかもしれない。

たとえば消費者保護関連の特別法として今ひとつの有名どころとしての消費者契約法は、

効果的に改正を重ね、いまや消費者保護関連法律群の主役の座を欲しい俵にしている感があるが、実は、この法律は平成13年施行で、製造物責任法から6年後のものである。民法の世界においても同様の様相を呈する状況で、契約法に対する伝統的な理論もたらす安定感・安心感というものがそうさせるのか民法自体も「契約」がメインになってしまったというイメージは拭い去れないものがある。前述のように、たとえば不動産賃貸借を巡る更新料の支払いに関する最近の判決では⁽¹⁹⁾、正義の味方の如くもてはやされた感のある消費者契約法ですら、その内容云々よりも単に契約締結時のいわゆる説明不足について問題があった、という論法が取られているようではあるが、これなどは、まさに馅の入っていない饅頭の皮が美味いか不味いかを議論しているようで何のための議論なのかと逆に思わざるを得ない。

肝心なことは、契約をしようと消費者の側が考えるのは、その契約目的物たる製品・商品が存在していること、そしてそれが安心・安全な製品・商品であることには何らの疑いも差し挟まれてはいないことが大前提であり、その上でそれが消費者にとって魅力的なものであるからこそ契約に及ぼうとするのではないかということである。はじめに契約ありきではなく、はじめに目的物ありきなのではなからうか。

(2) 最近の代表的な裁判例

最近では、製造物責任法関連の判決が下されても、さほど注目されることもなく、いつの頃からか、おそらく施行10年を迎える頃からは、判例回顧⁽²⁰⁾のような形で若干の判例研究がなされるか、あるいは外国の事情を報告

するもの⁽²¹⁾が多い感がある。尚、個別の事例についての検討は、紙幅と筆者本人の能力の故もあって、別稿に期することとするが、最近では、DI-Lawなどのいわゆるデータ・ベースによっても最新の事例の検索が出来るようになってきている。<https://dl-law.com>など。

(3) 製造物責任法の将来像について

今回の論稿では、消費者庁の発足によって、これまでバラバラであった消費者保護関連の法律群が、いかにして効果的な連携策をとりえるか、という点にも考察の問題関心は向かっているが、ジグソーパズルを組むようなことを期待するのではなく、目的物と被害者と事故の状況を有機的に結び付けるようなシステムが発想として必要なかもしれない。そのためのベースとなるのはまずもって、製造物責任法であり、その上で、契約の態様などに関して消費者契約法の協力を、いわばバックアップメンバーのように活用しながら、コントロールセンターとしての消費者庁、実験機関としての情報提供を国民生活センターが行うようにすることが理想的な状況となるかもしれない。更に、後述の公益通報者保護法が情報をデータベース化し⁽²²⁾、検証を容易にするための後ろ盾として機能することが出来れば、少なくともこれまでのようにあきらめや出たとこ勝負のようなある意味運を天に任せるようなことをせずにすむのではないだろうか。確からしさの確率を少しずつでも上げていくことがこれからの消費者保護行政や法律群には期待されるのではなからうかと思われるのである。

四 公益通報者保護法の現状と課題・展望

(1) 概況

公益通報者保護法は⁽²³⁾、いわゆる内部告発をした労働者に対する社内での不利益取扱いを禁じるものとして平成18年4月1日に施行期日を迎えた法律である。この法律は、労働法のカテゴリーで論じられることが実際には多いが⁽²⁴⁾、実は、その通報の対象となる事件や事故については、たとえば、リコール隠しから始まって、食品の偽装、賞味期限の改竄、事故米の流通、果ては、先年のJRの事故の際、事故調査委員会の当時の委員に対してJR側から接触がなされたことなど、内部のものにしか知りえない情報がいつの間にかマスコミによって報道され、後にニュースソースが内部告発であった、というパターンが非常に多かったことも記憶に新しいのではなからうか。通報される事実は、まさに消費者の日常的生活に密接に関連するテーマでもあり、民法・消費者法分野からも無関心ではられない法律であることは紛れも無い事実である⁽²⁵⁾。

但し、残念なことに、禁止規定はあっても、効果的な罰則が無いなど、企業の体質まで改善させるだけの力は無いようである。過去において報道された企業の中には、信頼を失墜させ解散・廃業に追い込まれるものもあり、効果的な活用は、かえって当該企業の健全な経営を継続させるなどの副次的な効果も期待されるが、いかんせんこの法律の弱点は、知名度の低さ、内容の複雑さなどによる活用意欲の発掘が困難な点である。

一例を挙げれば、公益通報者保護法は、市販の判例六法の類には掲載されていない。

それを、どうやって、一般の労働者個人に知らしめていけばいいのだろうか。前述の消費者教育のようなことを国を挙げて行うことは理想論としても考えにくい。また、この法律は、あらかじめ設定された別表記載の法律に関してしか効力が及ばないような構造になっており、これでは通報をしようとするものは、あらかじめ自分の通報しようとする事実がどの法律に該当するか、という点を慎重に吟味してからでないと自分の身を守れないことになり、更に、マスコミなど・外部のいわゆる第三者機関への通報については、よりハードルが高くなっており、テレビ局や新聞社にメールや電話で通報する、という行動には中々出れないようになっている。この法律は、今しか出来ない、という点で制定を急いでいた割には、内容は米英の同様の法律のまさに翻訳導入かと思まがうような内容であったり、別表も2転3転という有様で、消費者契約法は入っても、製造物責任法は入れない、など、管理のしやすいものにしか手を出さない、という事なかれ主義ともとられかねない手法で運営されているのが現状である。無限の可能性とまでは行かなくとも、これまでとは発想の異なった法律が誕生した割には、その後のフォローが十分ではないような感がある。こちらで消費者庁の開設と政権交代のエネルギーでこれまでの沈滞したムードを一新してもらいたいものではある。

（2）最近の代表的な裁判例

公益通報者保護法については、まだ十分な裁判例の蓄積には至っていないようではあり、ことにもととの発生母体が労働関連の法律でもあることから、単発的な様相を呈せざるを得ないのが現状である。尚、個別の事例に

についての検討は、紙幅と筆者本人の能力の故もあって、別稿に期することとするが、最近では、D1-Lawなどのいわゆるデータ・ベースによっても最新の事例の検索が出来るようになっていいる。https://d1-law.comなど。

（3）公益通報者保護法の将来像について

前章でも考察したとおり、この法律は、単独では通報者の身分保障をしかも効果的な罰則規定などの後ろ盾もなく、漫然と行うだけのものに過ぎないが、これを製造物責任法や消費者契約法などの既存の消費者保護関連法規と組み合わせることで、新たな可能性が拡がることは明白であろうと思われる。問題は、誰が、いつそれを実行に移すか、ということではなからうか。場当たりの立法しかしてこなかったつけがこのような形で逆にチャンス到来となることを期待したいものではある。更に、問題は、施行後5年をめどとする見直しのチャンスをどう活かすか、という点に何がしかのターニング・ポイントがあるかもしれないのではなからうか。短期間のメールによる意見募集など逃げ腰ともとられかねないようなことはせず、正々堂々と国会の論議にでも付すべきであるのかもしれない。

五 注目すべき諸外国の法律・制度

（1）概況

とかく、わが国の法律行政は、諸外国の制度をひと通り観察してからその都合のいいところだけをいわゆる・いいとこ取りしてきた過去の歴史があるが、これは、最近の国家戦略室すらイギリスから学んだものである、という点にも見え隠れするものではなからうか。舶来品崇拜も大いに結構ではあるが、既にわが国は特にアジアの新興国などには武器なら

ぬ法律や制度を提供する立場にあり、CO²の削減目標で大見得を切るくらいなら、国内の法律制度を諸外国にアピールするくらいの気構えが欲しいくらいではある。以下、現在入手し得る範囲での簡潔な紹介とする。

(2) 具体例

①、ドイツ消費者情報公開法⁽²⁶⁾

EU域内において常に先駆的な役割を担おうとしているドイツにおいては、これまでも、2004年以降ドイツ機器・製品安全法(GPSG)などで、法律どおしの融合化を図り、個別の法律による救済からもれてしまっている被害者の救済に資するように対応しつつあったが、このほかにも、環境法の分野における環境情報公開法の整備、また同時に進展しつつあった情報公開法制の中での消費者情報公開法(VIG)の制定、施行に向けた取り組みがなされてきた。同法詳細については本稿では十分に論じ得ないが、情報公開の請求権者に制限が無い点や対象機関としての私法上の法人など、わが国においても十分に検討に値する点が多いものと思われる。加えて、この情報公開の制度自体が、環境法の分野からいわゆる派生して、消費者問題にまで影響を及ぼしつつあったという点も、注目に値する点ではなかろうか。わが国でとかく問題となり、あるいは障壁とされる監督官庁の縦割り、というのではなく、いいものはどこからでも流用して活用しよう、という考え方は、今後のわが国における消費者庁のありようにも、また消費者保護関連法規の活用の仕方にとっても、法律の内容以上に試金石としての意味合いもまた十分なのではなかろうかとさえ考える次第である。これは決して、外国の法制度を翻訳導入しようというこれまでのや

り方とは一線を画するものではなかろうか。

②、アメリカ不法行為法⁽²⁷⁾

わが国におけるのは異なり、アメリカにおいては製造物責任法およびその実務は、不法行為法のエリアにおいてはひとつの法分野としての発展すら経験してきたものであろうことは、多くの専門研究者が、今もって同国における製造物責任法制の新たな局面の発掘や紹介に精力的な活動をし続けていることから明らかなことではあるが、この点わが国の製造物責任法がなぜこれほどまでの形骸化・ある種の衰退化をたどってしまったのかは逆に注目せざるを得ないとも思われる。アメリカの製造物責任法制においては、やはり実際の訴訟を指揮してきた幾多の有名な判事存在を抜きにして多くを語ることは出来ないであろうが、わが国においては、ごくまれなケースを除いては判事(裁判官)の存在がクローズアップされることが稀であることも何らかの関連がうかがえるものなのであろうか。こと、わが国における裁判官についての著名な研究については残念ながら筆者には紹介すべき資料を持ち合わせないために、タイトな議論を展開することは出来ないが、一方で、先ごろ導入された裁判員制度も、何かと制限が多いものであることは、言わずもなである。手かせ、足かせが多い点も、わが国の法律行政のひとつの特色なのかもしれない。つまり、国民は信用・信頼されていないとこの点については考えるべきなのかもしれない。

③、ヨーロッパ私法における弱者保護の制度⁽²⁸⁾

EU形成以降、既にヨーロッパはひとつ、という考え方にもとづいた法制も進められて

いるが、域内における人の移動やその人のもつある意味個性といったものにも法律や政策がどの程度まで踏み込んだ関与の仕方があるのかが検討されて久しいようである。これは、消費者という概念、弱者という概念、そして人すなわち自然人のもつべき権能や権利など、保護と自立との狭間で政治の関与がもっとも必要とされるところではなかろうか。単なる契約の当事者という概念から、保護を必要とする存在へ人のもつ概念も時間の経過とともに様々なバリエーションをもつようになりつつあるようではあるが、翻って政権交代後のわが国でも、予算の問題と国民生活の安定的発展とは、表裏一体の問題としての検討対象にすらなりうるものであろうことは、今更言を俟つまでもないことではなかろうか。このような観点から言えば、EU域内におけるこのような考え方は、将来のわが国の法律行政にとっても、特に政府の国民生活への関与の仕方という観点からしても重大な問題を孕んでいるのかもしれない。概念形成と枠組み作りという作業は、いつの時代でも時間のかかる大変な労力のいる作業ではあるが、一度、スタンダードが出来れば、前述の環境関連の情報公開法制が、消費者保護にも影響を及ぼす、といったような発展的な活用の仕方もあるべきではなかろうか。問題は、そのスタンダードをどのようなメンバーがどういった目的をもって作ろうとしているか、という、構成の質的な問題に関心を向けるべき時が来ているのかもしれないし、それに気づくべきなのではなかろうか。

④、その他⁽²⁹⁾

これまでの、いわゆる国別、地域別のいわ

ゆる法律や政策ばかりではなく、国際機関による消費者行政というものも注目に値すべき点があり、特にわが国のように、国連中心主義を唱え、アメリカ追随型の政策ばかりが目立つようでは、国家としての行く末に展望が見られなくなる恐れすらあるが、逆に、国際機関を通じて世界に向けてわが国が法律や政策をリードする立場をとることが出来れば、自然な流れとしての国力の増大あるいは国際社会における地位の上昇も見込めるのではなかろうか。この点でも、一元化された機関の存在は最低限のたたき台の様相を呈していることから、今回の、わが国における消費者庁の発足は、国際社会における存在感を高めるためにも大きなチャンスとなろうことは容易に考えられることである。後は、その実効的な活動をいかにコントロールしていくか、という点にかかっているのかもしれない。勧告をする機関としての消費者委員会の活躍が期待される所以でもあろうと思われる。このほかの注目点としては、特に諸外国からの情報提供要請にわが国としてどの程度まで関与すべきか、という政治的な内外の問題点も存在するようではある。

六 今後の展望 ～実現可能性はあるのか～

これまでの考察からも明らかのように、いわゆる、消費者の保護⁽³⁰⁾という考え方は、組織力であったり、情報量であったり、あるいはそのほかの様々な要因がメーカーとユーザーの間で不均衡な状況を作り上げ、これが元で末端の消費者が健康被害を含む何らかのダメージを受け、それを、事後的に損害賠償の形でしか救済されなかったものが、安全・安心な製品を商品として市場に流通させると

いう・ごく当たり前のことを守らせることにより、事故発生の確率を如何に下げるといふ取り組みがなされ、更に、まさに情報量の差を埋めるために同じ土俵の上でした契約しか有効性を認めない、という判断が下されるようになり、前述の情報のうち、いわゆる危険情報をいかに効果的に収集するか、という懸案には、企業内の労働者個人の働きにも正義の実現という錦の御旗のもと、その身分保障を後押しするところまで、いわゆる駒は揃ってきているのである。後は、誰がそれを実行するか、という局面なのであろうか。最終的には、市民社会におけるありうべきリスクの配分というテーマに行き着くことになるのかもしれないが、いたずらに保険制度などに逃げるばかりではなく、消費者個人も学ぶべきは学び、メーカーも臭いものには蓋をとという考え方を改め、行政の側も、金科玉条にこだわらず、全体としてのわが国の平和な日常生活に如何に貢献するべきかを考えるべき時が近づきつつあるのかもしれない。既に、少子高齢化社会を迎え、諸外国の経済発展にただ乗りしてきたようなこれまでのやり方は再考の余地があるように思われてならない。成熟した消費社会とはどのようなものか、人は、法律は、企業はそして行政は何をなすべきかそれぞれが足元を踏み固めつつ、次の一步を踏み出さなければならないのではなかろうか。

註

(1) 詳細は、民主党のマニフェストに譲るが、新政権発足後、各閣僚は、声高にマニフェストの実現ということを実行に移そうと躍起になっているようである。

- (2) たとえば、夫婦別姓の問題はようやく民法の改正を伴って実現の運びとなりそうである。「夫婦別姓導入へ」読売新聞2009年9月27日。
- (3) 実際には、消費者庁も自民党政権下で論議され、本来2009年10月1日を発足の日と予定されていたところ、時の自民党政権が突然9月1日に前倒しを決め、8月30日に衆議院議員選挙が行われ、自民党は惨敗、民主党の圧勝により、政権交代が実現することになったが、こうなることが世論調査などであらかじめ予想されていたにもかかわらず、選挙目当ての点数稼ぎのようなことをしたために、実際に消費者庁は、全国ネットの電話番号さえ持たずに政権交代を迎えることになり、しかも、次官経験者である初代長官の人事やり直しや、年間の家賃8億円が早速問題となり、翌年度末には早々と移転作業すら待っている有様である。このような状況で十分な活動が出来るのであろうかと危惧されてならない。
- (4) 建設途中のハツ場ダム（群馬県）、川辺川ダム（熊本県）の工事中止とか、消費者庁も翌年度以降の賃貸借契約を更新しない、とかこれまでの自民党政権では考えられないことがこれから先も矢継ぎ早に起こりそうである。
- (5) たとえば、「製造物責任論における欠陥概念について」法学政治学論究（慶應義塾大学）第31号77頁以下（1996年）、「最近の製造物責任事例についての一考察（1～2）」地域政策研究（高崎経済大学）第3巻第3号67頁以下（2001年）、第5巻第3号53頁以下（2003年）など。
- (6) たとえば、「製造物責任から製品安全へ」高崎商科大学紀要第18号207頁以下（2003年）、「製品安全に係る情報開示のあり方に関する調査」報告書内閣府 社団法人商事法務研究会（2002年）など。
- (7) たとえば、「公益通報者保護法についての諸問題」法学新報第111巻第7・8号133頁以下（2005年）、「公益通報者保護法公布後の動静」志學館法学第7号151頁（2006年）、「公益通報者保護法についての一考察」法学新報第113巻11・12号541頁（2007年）など。
- (8) 最近の報道によれば、賃貸借契約上の問題点として、長年議論の対象とされてきた感のある更

- 新料についてこれまでとは逆の判断が地裁、高裁レベルでなされてきたようであるが、これなどは、更新料の存在について云々するよりも、むしろ消費者契約法などで用いられている契約交渉時における説明義務を十分に尽くさなかったという点が判断のポイントになったようである。
- (9) 拙稿「製造物責任から製品安全へ」参照。
- (10) 国民生活センターは被害事例の製品の検査等に力点を置き、極力政治的な発言ととられかねないような言動は控えてきた感がある。このため、同センターの改革が何度となく叫ばれてきた経緯があるが、今回、消費者庁が開設されるに伴いその存在感は今よりも希薄なものになってしまうのではないかという懸念もあり、消費者庁の実験部門になるのかという悲観的な予想を退ける強力なメッセージは一般には届いていないのではなかろうか。
- (11) 学術雑誌のみならず、多くの文献等がある。
- (12) 福島消費者問題担当相のコメントが新聞報道等で発表されていた。
- (13) 首相官邸のホームページから概要がわかる。
- (14) この点は、後述の公益通報者保護法の実際の対象法律たる別表に、製造物責任法が入らなかった経緯にもなっている。要するに、訴訟になった場合に、判決が確定するまでに長い年月を要するなど、不安定要素・不確定要素があるので、これでは安心して判断が出来ないというのであろうが、そんなことを恐れていて、国民のための実務が出来るのかと逆に政府の方針に疑問を禁じえなかった。ちなみに消費者契約法は書き加えられている。
- (15) 内閣府の啓発運動として活動が展開されている。
- (16) この点も、かつての製造物責任法の導入時や、公益通報者保護法の制定時と同じではなかろうか。たとえば、環境問題への取り組みは、いまでは企業イメージのアップ策として猫も杓子もの感が今ではあるが、かつてはコストの問題からか消極的な企業が多かったように記憶している。企業ブランドのイメージ戦略はいつの時代でも逆風の中から始まるのかもしれない。
- (17) この点かつて法学新報誌上に発表した論文の中で紹介し、その後復刊となったものに『法の実現における私人の役割』がある。東京大学出版会 1987年初版、2005年第3刷として復刊された。
- (18) 製造物責任法の成立に関する経緯については拙稿「製造物責任論における欠陥概念について」参照。
- (19) 平成21年になってから注目された判決として京都地裁と大坂高裁の判決がある。
- (20) 製造物責任法の特集ではこのような形をとることが多い。
- (21) 最近の研究論文ではこのスタイルのものが多いい。
- (22) P I O - N E Tなどがこの分野における先駆的な存在となるのであろうか。但し、一般には馴染みが薄いのではないと思われる。
- (23) 内容的にはウェブサイトからアクセスできるようにはなっている。
- (24) 代表的な論文はそのほとんどが労働法関係者の作であろうと思われる。
- (25) 拙稿3連作参照。
- (26) 米丸恒治「ドイツ消費者情報公開法・消費者情報公表制度改正」季報 情報公開・個人情報保護 2006/12 Vol.23 25頁以下（2006）など。このほか、過去におけるドイツ機器・製品安全法の施行については、<http://www.tuv.com>より情報入手することが出来る。なお、消費者情報法の施行については、<http://news.nna.ip>から情報入手することが出来る。
- (27) 平野 晋「補追『アメリカ不法行為法』-判例と学説 [16 ~]」国際商事法務 Vol.37, No.1 108頁以下の連載で詳細な検討がなされている（2009年）。このほか、キャサリン・シルバー 訳 高橋めぐみ「米国製造物責任法における設計上の欠陥概念の展開」比較法雑誌 第42巻第2号117頁以下（2008年）、Mary W. Haider, CRM 柿崎康男 訳「製造物責任：記録の保有とリスク管理ソリューション」RIMジャーナル第6号22頁以下（2008年）、松本俊次「米国のPL法理にみる高経年製品事故に対する考え方」REAJ誌2008 Vol.30, No.6 539頁以下（2008年）などが興味深い研究成果を指摘されている。

公益通報者保護法の新しい可能性についての一考察

(28) ハネス・ロessler 中田邦博〈訳〉「ヨーロッパ私法および消費者法における弱者保護（一、二・完）」民商法雑誌 第137巻第2号、3号（2007年）、特に3号256頁以下。マリー＝ローズ・マクガイアー 大中有信〈訳〉「ヨーロッパ契約法原則から共通参照枠へ（一～）」民商法雑誌 第140巻2号137頁以下の連載（2009年）。

(29) このほかの制度については個別の資料が十分ではないが、わかる範囲でのみ紹介する。たとえば、高橋義明「OECD諸国における消費者行政の動向」法律時報 80巻5号84頁以下（2008年）、朝山志乃「EU競争当局による情報提供請求に対するわが国企業の対応」NBL No.911 43頁以下（2009年）。

(30) 様々な取り組みが現在でもなされていることは事実ではある。問題は、その実現可能性であるかもしれないのではなからうか。机上の空論には花は咲かないのである。たとえば、この分野についての注目に値する論稿・資料としては、日本経済法学会年報 第29号 通巻51号に特集がある。このうち、向田直範「21世紀の消費者法と消費者政策」同1頁以下、近藤充代「消費者取引法の現状と課題」同15頁以下、瀬川信久「消費者法と民法」93頁以下（2008年）。また、松本恒雄『消費者からみたコンプライアンス経営』商事法務（2007年）、大塚 直「加藤一郎先生の不法行為理論と実践」ジュリスト No.1380 44頁以下（2009年）、上田孝治「消費者契約法の到達点と更なる可能性」自由と正義 2008年6月号25頁以下（2008年）、加藤 實「消費者法における消費者概念」東海学園大学研究紀要 経営・経済学研究編 第12巻17頁以下（2007年）、岡 孝「ドイツ売買法の新たな展開」前田庸先生喜寿記念 企業法の変遷 73頁以下、同じく 神作裕之「市場法の観点からみた消費者信用規制」93頁以下。このほか、民法（債権法）改正検討委員会 編『債権法改正の基本方針』別冊NBL/No.126（2009年）、（財）比較法研究センター 潮見佳男 編『諸外国の消費者法における情報提供・不招請勧誘・適合性の原則』別冊NBL/No.121（2008年）。更に、専修ビジネス・レビュー Vol.3 No.1 より、杉野文俊「製品安

全とリスクマネジメント」29頁以下、越山健彦「消費者の安全・安心のための製品情報の開示」45頁以下、首藤昭信「リスク情報開示と企業価値」61頁以下（2008年）。渡辺達徳「ウィーン売買条約と日本法への影響」ジュリスト No.1375 21頁以下（2009年）。などが、特に興味深い論稿・資料であると思われる。

平成21年9月28日脱稿